積立金の運用におけるリスク管理の方法の多様化について

株価や為替レートの急変による損失を抑制する手段として、他の年金運用機 関等において一般的に活用されているデリバティブ取引を、今後地方公務員共 済においても活用できるよう、必要な措置を講じる。

〇改正の内容

- ・地方公務員共済が直接利用可能なデリバティブ取引として、株価指数先物取引、先物外国為替取引(市場デリバティブ)を追加。
- ・デリバティブ取引について、従来、直接利用が認められているものも含めて、 その利用目的を「リスクの管理」に限定。
- 〇その際、当該デリバティブ取引が投機を目的とした取引となることのないよう、モニタリングに関し厳格なルールを新たに設けることにより行うこととしている。

OGPIF等の取組

- ・GPIFに関しても同様のリスク管理の方法の多様化が実施されている。 (平成29年10月1日に施行された年金改革法及びGPIF法施行令の一部を改正する政令により、利用可能なデリバティブ取引の方法を拡大。)
- ・また、国家公務員共済組合に関しても、同様の改正が行われる予定。

積立金の運用におけるリスク管理の方法の多様化について

〇他の年金運用機関等において、リスク管理のために

一般的に活用されているデリバティブ取引を追加

・先物外国為替取引(市場デリバティブ)

• 株価指数先物取引

〇現行法令上、地共連自身が直接利用可能な デリバティブ取引

- -債券先物取引
- ・先物外国為替取引(店頭デリバティブのみ)
- ・債券オプション
- 通貨オプション
- 注)運用受託機関では、原資産の一時的な代替などのため、 株式先物・債券先物など各種のデリバティブを活用

資産クラス

(公

•急激な株価変動による損失の危機を抑制

(公 (公

回

ド田イメージ

格変動リスクを抑制するために先物外国為替 •外国債券投資において、地政学的リスクの高 レートの急激な変動による外貨建て資産の価 まり(特定国の債務危機など)等による為替 取引を行う。

先物外国為替取引

•外国債券

• 為替レートの急激な変動による損失の危機を

(活用イメージ)

物を売り建てた上で、運用受託機関が株式現 柄を中心とした急激な株価下落による損失を 株式の保有割合を削減する必要がある状況 で、株式現物の一斉売却による低流動性銘 回避するために、地共連がまず株式指数先 物を時間をかけて売却する。

株価指数先物取引

資産クラス

国内株式

【料田イメージ】

デリバティブ取引を追加するにあたっての新たなルール(モニタリングの強化)

○ GPIFが導入予定のデリバティブ取引追加にあたっての新たなルールを参考に、地共連においても以下の 新たなルールを導入の予定。

【施行令】

ルール1 利用目的の制限

〇「リスク管理を目的として行う取引」に限定することを施行令で明確化

【基本方針等で規定】

地共連の指示に基づき、 各ファンドで株式の売却 等を実施 反対売買でポジションを解消 ソス期間 トリ バル 先物取引の実施 運用委託先 地共運 ルール2 利用機会の制限 〇 原資産の売買が一定期間 〇 予定する資産配分変更の 利用額の制限 内に行われる場合に限定 範囲内の利用に限定 (利用機会の制限) |利用額の制限 | アート3

ルール4 リスク量の測定・管理

- デリバティブ利用時は、毎日、リスク量を測定し、監視
- 〇 システムによる監視、取引担当者以外の者によるチェックを実施

ルール5 資金運用委員会や運用リスク管理会議による監視

× 投機目的の取引を排除

- × 1回のデリバティブ取引が長期のものとなることを 排除
- × 保有資産に対するデリバティブの比率が、過大と なることを排除
- × 原資産の売買を伴わないデリバティブ取引を排除

第三者の目で監視

くデリバティブ取引利用の留意点>

- ◆もともと原資産の価格変動リスクのヘッジ(回避)を主な目的として登場したが、比較的少額の資金で多額の取引が行えることから、デリバティブ自体を対象とする投機や裁定を目的とした取引も行われている。
- デリバティブ取引はレバレッジ効果を有する(比較的少 額の資金で多額の取引が行える)ため、投機を目的とし た取引により、多額の損失が生じた事例も多く、現在で は、ほとんどの金融機関ではデリバティブへの投資に対 してリスクをモニタリングする仕組みが導入されている。